

京都市旅費条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 132 号

京都市旅費条例施行細則の一部を改正する規則

京都市旅費条例施行細則の一部を次のように改正する。

第9条第1項第3号を次のように改める。

(3) 陸路 別に定める路程

第9条第2項中「前項」を「前項第1号又は第2号」に、「同項」を「当該各号」に改め、同条第4項中「郵便線路図に掲げる各市町村（東京都の特別区の存する地域については、各特別区）内における郵便局」を「同号の路程を定める場合の基準となるもの」に改める。

第21条中「総務局長」を「行財政局組織・人事担当局長」に改める。

附 則

この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、第21条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)